

## 安城市地域包括支援センター更生 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）第17条の規定に基づき、愛知県農業協同組合連合会が開設する安城市地域包括支援センター更生（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援に係る事業（以下「事業」という。）の運営についての重要事項を定めるものとする。

(センターの名称等)

第2条 事業を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安城市地域包括支援センター更生
- (2) 位置 安城市安城町東広畔28番地

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 事業の目的は、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供するものとする。

2 センターは、前項の目的を達するため、事業の運営に当たっては、次に掲げる方針によるものとする。

- (1) センターの保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- (2) 利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の心身の状況及びその周囲の環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「サービス」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つこと。
- (4) 利用者に提供されるサービスが特定のものに偏り、又はその提供者が特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。
- (5) 利用者に対するサービスの提供は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(6) 安城市、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めること。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（1名、主任介護支援専門員と兼務）

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任介護支援専門員（常勤専従1名、常勤兼務1名）

必要に応じて、指定介護予防支援の提供にあたる。

(3) 保健師又は経験のある看護師（常勤専従1名）、社会福祉士（常勤専従1名）必要に応じて、指定介護予防支援の提供にあたる。

(4) 介護支援専門員（常勤専従2名、非常勤専従1名）

指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、8月15日、12月30日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 省令第4章の規定により実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は、原則としてセンター、又は利用者の自宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(3) サービス担当者会議

ア 開催場所は、原則としてセンター、又は利用者の自宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者に関する情報を収集する。

(4) 担当職員による居宅訪問

提供開始月及びサービスの評価期間が終了する月に実施するほか、次のとおり実施する。

ア 提供開始月の翌月から起算して3月を経過するごとに1回実施する。

イ 利用者の状況に著しい変化があった場合に必要に応じて実施する。

(5) 前号の居宅訪問を実施しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合においては、電話等により利用者との連絡をとる。

(6) モニタリングの結果記録は少なくとも1月に1回行う。

2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は安城南中学校区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等への連絡をし、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止等)

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、センターの職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) センターの職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 センターは、担当職員の資質の向上及び質の高い業務体制の整備を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6月以内

(2) 継続研修 年1回

2 センターの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

3 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(協議)

第11条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、安城市と愛知県厚生農業協同組合連合会との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日より改正する。

この規程は、平成28年8月1日より改正する。

この規程は、令和元年6月1日より改正する。

この規程は、令和2年3月1日より改正する。

この規程は、令和2年4月1日より改正する。

この規程は、令和2年6月1日より改正する。

この規程は、令和2年7月1日より改正する。

この規程は、令和2年10月1日より改正する。

この規程は、令和3年4月1日より改正する。

この規程は、令和5年6月1日より改正する。

この規程は、令和6年4月1日より改正する。